



圓岡 伸夫 議員

診療所の数は3か4か

町長

4が正しい

【圓岡】県のへき地保健医療計画を見ると、本町には4つの国保の直営診療所があることになっている。
 これまでの予算審査や決算審査では、大山、大山口、名和診療所の3診療所だけで、大山寺診療所が議会に説明されたことは一度もない。
 3が正しいのか、4が正しいのか。
 3が正しいのであれば、県に対し訂正を求めべきではないか。
 【町長】県に届けている町の国民健康保険診療所は、4が正しい。大山寺診療所は、旧大山時代から開設されていて、当時から「国民健康保険大山寺診療所」の名称で冬季のみ開設している。
 運営経費はだいせんホワイトリゾートが全額負担しているので、診療所特別会計では3診療所で報告している。

行政処分をしないのはなぜか

町長

町に権限はない

【圓岡】刑事訴訟法第239条2項では犯罪があつたと思われるときは、告発しなければならぬと定められている。告発しない理由は何か。
 NPO法人に委託されたみんなの大山賛歌制作委託業務仕様書には、プロモーション映



これが問題のCD

像を作成とあるが、取り組まれていない。法人を行政処分しなかったのはなぜか。
 【町長】現在、告訴に向け、関係機関に相談、準備を進めている。町には、NPO法人に対して行政処分をする権限がない。

完全給食の実施を

町長

今後の課題としたい

【圓岡】保育所の完全給食を実施すべきではないか。
 【町長】3歳以上児に主食を含めた完全給食を行うと、主食部分の費用は保育料とは別に徴収することになる。
 【圓岡】母親からは「夏は腐ることが心配」、子どもからは「おかずはおいしいけど、ごはんが冷たいからいや」という声がある。対応すべきではないか。
 【町長】現状として、そういう声もあるのかと思う。今後の課題とさせていただきたい。



楽しみな給食を前に